

福岡県私立高校生等奨学給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 知事は、全ての高校生等が安心して教育を受けることができるよう、私立高等学校等における授業料以外の教育に必要な経費の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、経済的負担の軽減が必要と認められる保護者等に対し、予算の範囲内において福岡県私立高校生等奨学給付金（以下「給付金」という。）を支給するものとし、その支給については、この要綱の定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「私立高等学校等」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号において定める高等学校等のうち、地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）に規定する国立大学法人の設置する高等学校等以外の高等学校等をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給は、別に定める福岡県私立高校生等奨学給付金支給要領（以下「要領」という。）に規定する私立高等学校等の生徒又は学生（以下「高校生等」という。）の保護者等（法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）であつて、福岡県の区域内に住所を有し、次の各号のいずれかに属する者に行う。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯
- (2) 保護者等全員の市町村民税所得割が非課税である世帯

(支給額等)

第4条 給付金の区分及び支給額は、別表に定めるところによる。

- 2 支給の回数は、一人の高校生等につき年1回、通算3回を上限とする。ただし、定時制、通信制の私立高等学校等の高校生等は、通算4回を上限とする。

(支給申請)

第5条 この給付金の支給を受けようとする保護者等は、要領で定めるところにより、知事に支給を申請しなければならない。

(支給の決定)

第6条 知事は、前条の規定により支給の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査の上、給付金を支給することが適当であると認めるときは、給付金の額を決定し、当該保護者等に対し、給付金を支給する。

(不当利得の返還)

第7条 知事は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を命ずるものとする。

(受給権の譲渡、担保の禁止)

第8条 給付金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月28日から施行し、平成26年度の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年5月19日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要綱の規定は、平成27年度の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年5月9日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要綱の規定は、平成28年度の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月28日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要綱の規定は、平成29年度の給付金から適用する。

別表（第4条関係）

給付金の区分		支給額
世帯区分	高校生等の区分	
生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯	私立高等学校等に通う高校生等	52,600円
保護者等全員の市町村民税所得割が非課税である世帯	高等学校・中等教育学校の通信制課程又は専修学校高等課程・一般課程の通信制学科（以下「通信制」という。）以外の私立高等学校等に通う高校生等	84,000円
	通信制の私立高等学校等に通う高校生等	38,100円
	複数の高校生等がいる世帯の2人目以降の通信制以外の私立高等学校等に通う高校生等又は高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の私立高等学校等に通う高校生等	138,000円